



くらしの相談所

【問合せ先】

市民生活課市民相談センター・
消費生活センター (☎28-9110)

あなたの携帯電話番号が記載されていても 架空請求は無視してください!



「重要」と書かれた封書が届く架空請求の相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。

書面には、消費者の携帯電話番号と「あなたが携帯電話で利用したサービスを提供した会社から、契約不履行による民事訴訟の訴状が提出されました」などと記載されていて、差出人に連絡するように誘導しています。また、「連絡がない場合は、差し押さえを強制的に履行します」と脅して不安にさせる言葉も書かれています。

【対策】

▼正式な裁判手続きでは、訴状は郵便配達員が直接手渡すことが原則となっていて、郵便受けに入れられることはありません

▼封書が届いても、絶対に相手事業者に連絡を取らないようにしましょう。連絡すると、調査費用などの名目で金銭を要求される可能性があります

▼少しでも不安や疑問を感じたら、消費生活センターに相談しましょう

1～3月は悪質商法被害防止共同キャンペーン期間です

県と県内の各消費生活センターでは、悪質商法被害防止キャンペーンを実施しています。社会経験が浅い若者や高齢者などを狙った悪質商法の被害を未然に防ぎましょう。



【市民生活相談・消費生活相談】

市民生活相談センター・消費生活センター(ヨリネスしばた1階)では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。
開設時間=祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時(時間に余裕を持ってご相談ください)

【司法書士による無料消費生活相談】 要予約

とき=3月7日(※)13:30～16:30
ところ=消費生活センター(ヨリネスしばた1階)
予約先=消費生活センター(☎28-9110)



3月の相談

行政相談 総務課 (☎28-9540)

お住まいの地区にかかわらず、どの会場でも相談できます

- ▼加治川庁舎3階行政相談室
7日(※) 9:30～12:00
- ▼豊浦庁舎1階相談室
12日(※) 9:30～12:00
- ▼健康プラザしろうんじ会議室
19日(※) 13:00～15:00

人権相談 人権啓発課 (☎28-9630)

佐々木コミュニティセンター
27日(※) 13:00～15:00

弁護士無料法律相談

要予約

ヨリネスしばた6階相談室 601
▼5日(※) 14:00～17:00
受付開始=2月22日(金)
▼20日(※) 14:00～17:00
受付開始=3月1日(金)
予約先=人権啓発課 (☎28-9630)
※法律相談は、1人につき年度に1回限りです。

行政書士による無料相談会

総務課 (☎28-9540)

地域交流センターきやり館2階会議室
28日(※) 13:00～16:00



シルバー
人材センター
入会説明会

3月13日(※)・27日(※)10:00～(会場はお問い合わせください)
新発田事務所(☎22-1010)、紫雲寺支所(☎41-2954)、
加治川支所(☎33-3850)

